

令和7年6月18日

お客さま各位

佐野農業協同組合

定時自動送金手数料についてのお詫び

この度、定時自動送金をご利用のお客様のうち、当組合以外の金融機関へのお振込みに対して、本来の手数料と異なる手数料を頂いていたことが判明いたしました。

お客さまには多大なご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 事案概要

定時自動送金により当組合以外の金融機関（県内 JA および県外 JA・他金融機関）へのお振込みを、
下記の手数料で頂いておりました。 ※消費税込み

平成 16 年 4 月 30 日以降	3 万円未満	3 万円以上
当組合以外の県内 JA	220 円	440 円
県外 JA・他金融機関	550 円	770 円

2. 発生原因

令和 2 年 9 月 1 日および令和 6 年 10 月 1 日に振込手数料改定を下記のとおり行いましたが、その際にシステムへの変更登録が漏れていたために生じたものであります。

令和 2 年 9 月 1 日以降	3 万円未満	3 万円以上
当組合以外の県内 JA	330 円	550 円
県外 JA・他金融機関	660 円	880 円

令和 6 年 10 月 1 日以降	3 万円未満	3 万円以上
当組合以外の県内 JA	550 円	550 円
県外 JA・他金融機関	550 円	550 円

3. 今後の対応について

- ・令和 6 年 10 月 1 日の改定以降、本来より多く頂いてしまいましたお客さまには、差額分をお客さまの口座にご返金させていただきます。
ご返金時期につきましては、7 月中を予定しております。
- ・本来よりも少ない手数料で頂いたお客さまへのご請求はありません。
- ・令和 7 年 6 月分より令和 6 年 10 月 1 日改定の手数料が引落しとなります。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

お問合せ先

佐野農業協同組合 金融・業務課

0283-24-3712